

公募型プロポーザル実施要項

1 業 務 名 那須塩原市利便増進実施計画策定等支援業務委託

2 仕 様 別紙仕様書に記載のとおり

3 提案上限額 7, 700, 000円（税込）

4 参加資格 次の要件の全てを満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 参加申請書の提出時点で令和6・7年度的那須塩原市入札参加資格を有すること。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 公表日前日において、那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者でないこと。
- 公共交通に関する支援業務等に必要な技術者を有し、業務を確実に履行できる人的体制を有すること。

5 実施日程

(1) 事業公募開始	令和7年5月15日（木）	
(2) 参加申請書提出期限	令和7年5月29日（木）	午後5時まで
(3) 質疑書提出期限	令和7年5月29日（木）	午後5時まで
(4) 質疑回答	令和7年6月 2日（月）	（予定）
(5) 企画提案書等提出期限	令和7年6月13日（金）	午後5時まで
(6) プレゼン及び審査会	令和7年6月27日（金）	
(7) 審査結果の通知・公表	令和7年6月30日（月）	（予定）

- 6 参加表明 本プロポーザルに参加する場合は、参加申請書（様式1）に必要事項を記載し、押印のうえ令和7年5月29日（木）午後5時まで（必着）に那須塩原市交通防犯課（本庁舎2階）へ持参又は郵送すること。また、参加表明後、辞退する場合は、遅滞なく連絡すること。
- 7 質 疑 本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式2）を提出することができる。質疑書は、令和7年5月29日（木）午後5時まで（必着）に下記のアドレスに電子メールの方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、到達確認の電話を那須塩原市交通防犯課まで行うこと。なお、参加表明をした者に対しては、他者からの質疑及び回答内容について情報提供を行う。質疑の回答は、令和3年6月29日（火）までに、可能な限り早急に行う。
送信先：koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp
件 名：【質疑書】＋ 質疑者の名称 ＋（送信年月日）
件名例：【質疑書】株式会社〇〇〇〇（R7.5.29）
到達確認の連絡先：那須塩原市役所市民生活部交通防犯課
0287-62-7217（担当：吉田、平野、室井）
- 8 提 案 本件業務の受注を希望する者から本業務に関する提案書（表紙に様式3を使用し、それ以外は任意様式とする。）及び見積書（任意様式）の提出を受ける。令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）に郵送、持参又は電子メールの方法により、下記提出先まで提出すること。提出部数は、提案書にあつては正本1部、副本6部、見積書（11の見積書）にあつては正本1部とする。電子メールでの提出にあつては、期限までにPDF形式でメールを送信するとともに、提案書正本1部及び見積書正本1部を遅滞なく郵送すること。
- 9 前提条件 本支援業務については、令和5年3月に策定した「第2次那須塩原市地域公共交通計画」に挙げる「交通空白地域の解消に向けたゆータク再編及び利便性向上」を目指して、持続的な移動手段の確保、利便性向上による利用促進等を図るための具体的な事業実施の計画を定めるものであるため、那須地域の公共交通に関連する次の計画書等の内容を熟知し、業務を行うこと。
- ・第2次那須塩原市地域公共交通計画
 - ・第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画
 - ・那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ・国土利用計画那須塩原市計画

- ・那須塩原市都市計画マスタープラン
- ・那須塩原市立地適正化計画
- ・第2次那須地域定住自立圏共生ビジョン
- ・大田原市地域公共交通計画
- ・大田原市立地適正化計画
- ・大田原市都市計画マスタープラン
- ・那須町地域公共交通計画
- ・那須町都市計画マスタープラン
- ・那珂川町公共交通計画
- ・那珂川町都市計画マスタープラン

10 提 案 書 仕様書を熟読の上、次の記載事項に沿って作成し、又は必要な書類の写しを添付すること。ページ数の制限は、特にないものとする。

(1)①提案企業の概要

- ・会社名（法人名）
- ・代表者名
- ・本社所在地（住所）及び事業所所在地
- ・電話番号
- ・業務時間
- ・設立
- ・事業内容
- ・資本金

②次の事項に関連した同種類業務の過去5年間の受注実績

（令和元年度以降の契約名とその相手、業務仕様の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付し、受注実績が複数ある場合には一覧表も添付すること。）

- ・利便増進実施計画の策定や推進に関する支援業務
- ・地域公共交通計画の策定や推進に関する支援業務
- ・地域公共交通の再編に関する業務
- ・その他本業務に関連した業務

③業務推進体制（本業務で配置を予定する管理者及び担当者の氏名、経歴、同種類業務の担当実績）

(2) 利便増進実施計画策定等支援に関する企画提案

- ①那須塩原市の公共交通の現状及び課題を踏まえた利便増進のための方針
- ②地域バスの市民等への周知手段の方針
- ③その他仕様書に掲げられた業務の履行に当たっての対応方針
- ④業務工程表（業務別にスケジュールを記載すること。）

⑤追加提案（本業務の目的を達成するために効果的であり、かつ、見積額の範囲内で実施ができるもの）

11 見 積 書 次に掲げるところにより、見積りを作成すること。

- ・契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。
- ・本業務の対価の支払は、業務完了後1回払いとする。
- ・見積金額の上限額は、7, 7 7 0, 0 0 0 円（税込）とする。
- ・見積金額には、支援業務に係る資料や報告書の作成費用、交通費その他の一切の費用を含む。

12 審査及び契約候補者の特定

（1）審査

①書面審査（1次審査）

ア 提出された参加申請書等について、参加資格の確認及び後記の評価項目により那須塩原市交通防犯課において書面審査を行う。

イ 書面審査の結果、参加資格があると認めた提案者のうち、点数が上位の5者を企画提案書の説明の対象とする。ただし、同点の提案者がいた場合は、見積価格が低い提案者から順に企画提案書の説明の対象とする。なお、参加申請書等の提出者が5者以内の場合は、参加資格の確認のみ行う。

ウ 書面審査の結果は、令和7年6月18日（水）までに書面で通知する。なお、同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

②プレゼンテーション

ア 開催日時

令和7年6月27日（金）を予定する。なお、詳細については、書面審査の結果に合わせて通知する。

イ 開催場所

那須塩原市役所本庁舎内会議室を予定する。なお、詳細については、書面審査の結果に合わせて通知する。

ウ 留意事項

- ・企画提案書と別な資料配布は許可するが、企画提案書と異なる内容については評価対象外とする。なお配布資料は7部用意すること。
- ・1者当たりの参加人数は、5人以内とする。ただし、企画提案書の説明には、本業務で予定している業務責任者は、必ず出席すること。
- ・企画提案書の説明に当たって、こちらで用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

- ・企画提案書の説明の時間を30分以内、質疑応答の時間を10分以内とする。なお、準備に要する時間は、別途確保する。

③企画提案書の審査（2次審査）

本業務のプロポーザルに係る選定委員会を設置し、説明を受けた企画提案書について、後記の評価項目により企画提案書の審査を行い、最高得点となった者を契約候補者（以下「最優秀提案者」という。）、次に得点が高いものを次点者（以下「優秀提案者」という。）として特定する。

2次審査の結果は、その概要を那須塩原市ホームページで公表するほか、令和6年7月中旬頃に2次審査を実施した全ての提案者に対し、書面で通知する。なお、同時期までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

④評価項目

評価項目は、原則として、次のとおりとする。ただし、選定委員会の判断により追加、変更する場合がある。

ア 提案評価（70点）

- ・企業の業務実績や推進体制の評価 25点
- ・対象業務の企画提案に対する評価 40点
- ・追加提案に対する評価 5点

イ 価格点（30点）

- ・本業務の見積額 30点

ウ 評価点数に同点が発生した場合の対応

- ・上記ア及びイの合計点数に同点が発生した場合には、価格点が高い者を上位者とする。

13 契約締結 要

企画提案書の提出後、速やかに業者選定を行い、選定後に令和7年7月4日（予定）までに結果を通知する。通知後、契約相手方として選定された者と交通防犯課で、既に提出された企画提案を元に業務内容について協議し、業務仕様書の調整等を行った上で契約を行う。

14 その他留意事項

- （1）本プロポーザルの提出書類の様式は、那須塩原市ホームページから取得すること。
- （2）提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例に基づく開示請求の対象となることがある。
- （3）提出された書類は、企画提案選定に伴う作業等に必要な範囲内において、事前の承諾を得ずに複製を作成する場合がある。
- （4）プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 次の条件の一つ以上に該当する場合には、審査の対象から除外する。

- ①提案者の資格要件に該当しなくなったとき
- ②定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの
- ③虚偽の内容が記載されているもの
- ④提出した資料等に盗用の疑いがあると認められるとき
- ⑤関係者に関する工作等、審査に影響を与える不正な活動を行ったと認められる場合

15 問合せ先、提出先

〒325-8501

栃木県那須塩原市共壘社108番地2

那須塩原市役所 市民生活部 交通防犯課 交通対策係

電話：0287-62-7127

ファクシミリ：0287-62-7500

電子メー：koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp

担当：吉田、平野、室井